

令和 4 年 3 月 30 日	環政計発第 2203303 号	制定
令和 4 年 7 月 1 日	環地域事発第 2207012 号	改正
令和 5 年 1 月 13 日	環地域事発第 2301131 号	改正
令和 6 年 2 月 13 日	環地域事発第 2402131 号	改正
令和 6 年 3 月 1 日	環地域事発第 2403011 号	改正
令和 6 年 7 月 23 日	環地域事発第 2407232 号	改正
令和 6 年 11 月 13 日	環地域事発第 2411133 号	改正
令和 7 年 3 月 10 日	環地域事発第 2503102 号	改正
令和 7 年 10 月 14 日	環地域事発第 2510141 号	改正
令和 8 年 3 月 31 日	環地域事発第 2603313 号	改正
令和 8 年 7 月 6 日	環地域事発第 2607061 号	改正

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領

第 1 通則

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）（以下「交付金」という。）交付要綱（令和 8 年 7 月 6 日 環地域事発第 2607061 号。以下「交付要綱」という。）第 3 条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

第 2 交付対象事業

交付金の交付対象となる事業の要件等は別紙 1 及び別紙 2 に定めるとおりとする。

第 3 事業費の費目の内容及び算定方法

交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表第 1 から別表第 4 までに定めるとおりとする。

第 4 事務処理

- （1）交付対象事業の実施にあたっては、環境省が特に定めるもののほかは、地方公共団体の財務規則、契約規則等により執行するものとする。
- （2）地方公共団体は、交付対象事業の経理にあたっては、交付対象事業と交付対象事業以外の事業を厳に区分して行うものとし、次に掲げる関係書類及び帳簿等を区分し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間整理保存するものとする。
 - ①請負契約等を締結したときは次に掲げる関係書類。
 - ア 予定価格調書又はこれに代わるべき書類及び内訳書

- イ 競争公告又は指名通知等の関係書類
- ウ 入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類
- エ 契約書又はこれに代わるべき書類（工事請負契約書には、当該工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。）

②補助金等を交付したときは次に掲げる関係書類。

- ア 地方公共団体において制定した補助金等交付要綱
- イ 補助金等の交付関係書類（交付申請書、交付決定通知書等）
- ウ 補助金等の支出関係書類

③交付対象事業の支出関係書類

- ア 支出命令書、支出伝票、請求書及び領収書
- イ 事業費歳入簿、歳出予算差引簿
- ウ 資材受払簿
- エ 工事日誌等の事業実施状況等のわかる書類

④交付対象事業のうち、地方公共団体が直接執行する事業費については、各経費の費目別に支出して証拠書類及び関係帳簿を整理、保管しておくものとする。

第5 その他

- （１）地方公共団体は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、地方環境局長に速やかに報告し、その指示に従うものとする。
- （２）この実施要領に定めるもののほか、交付金の交付に関する必要な細目は、環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課長が別に定める。

附則

この実施要領は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度予算に係る交付金事業から適用する。

附則

この実施要領は、令和４年７月１日から施行する。

附則

- １ この実施要領は、令和５年１月１３日から施行し、令和４年度補正予算（第２号）に係る交付金事業から適用し、令和４年度当初予算に係る交付金事業については、なお従前の例による。
- ２ 第１項の規定にかかわらず、別紙１の（１）クの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前

の例による。

- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の(1)スの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項で準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和6年2月13日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙1の1.事業の要件のカ及びケ並びに2.交付対象事業の内容のア(イ)、ア(ウ)、イ(エ)、イ(オ)、イ(キ)及びイ(ク)の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の1.事業の要件のエ及びケ並びに2.交付対象事業の内容のア(イ)、イ(コ)及びウ(ソ)の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和6年7月23日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和6年11月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、別紙1の2.交付対象事業の内容のウ(セ)、ウ(ソ)、ウ(タ)、ウ(チ)及びウ(テ)並びに別紙2の2.交付対象事業の内容のオ(ネ)、オ(ノ)、オ(ヒ)、オ(フ)及びオ(ヘ)の交付要件の規定の適用については、令和6年4月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、別紙1の2.交付対象事業の内容のオ(二)及び別紙2の2.交付対象事業の内容のカ(マ)の交付率等の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

- 1 この実施要領は令和7年3月10日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず別紙1の1. 事業の要件のケ、2. 交付対象事業の内容のウ(コ)の交付率等の規定並びにイ(エ)(h, lを除く。)、ウ(ケ)c(c)、ウ(コ)及びウ(テ)の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、別紙2の1. 事業の要件のカ、ケ、ス、セ、2. 交付対象事業の内容のア(イ)ただし書き、ア(エ)、イ(コ)、イ(シ)、エ(ツ)、エ(テ)及びオ(ノ)の交付率等の規定並びにア(イ)(a, d, j, nを除く。)、イ(コ)(d, jを除く。)、ウ(ソ)、ウ(チ)、エ(ツ)及びエ(ヌ)の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

この実施要領は、令和7年10月14日から施行する。

附則

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず別紙1の2. 交付対象事業の内容のア(ア)(f, j, kを除く。)、イ(エ)e、(オ)の交付要件の規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

附則

- 1 この実施要領は、令和8年7月7日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず別紙1の1. 事業の要件のケの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項(同条第3項において準用される場合を除く。)の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例による。

別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業)

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業(重点対策加速化事

業)

別表第 1	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象事業費（設備整備事業）
別表第 2	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象事業費（車両導入事業）
別表第 3	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象事業費（効果促進事業）
別表第 4	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	交付対象事業費（地方公共団体が交付金の 執行に要する事務費）

別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(重点対策加速化事業)

1. 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 事業全体の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ 2. ア及びイの2つを実施すること。
- キ 2. ア～オの5つのうち2つ以上を実施すること。
- ク 都道府県・指定都市・中核市（施行時特例市を含む。）にあつては、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の導入量の合計が 1MW 以上、その他の市区町村にあつては 0.5MW 以上を導入する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を策定すること。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること。）。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 2. アにおいて、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（※1）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合又は地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内に、太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合についてはこの限りではない。
- シ 重点対策加速化事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の設備種別は、脱炭素先行地域づくり事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事

業の交付対象外とする。

ス 2050 年度までの交付対象事業を実施する地方公共団体の区域のカーボンニュートラルに向けた道筋が示されていること。

セ 2030 年度までに交付対象事業を実施する地方公共団体の公共施設・公用施設の電力消費に伴う CO2 排出を実質ゼロとすること。

※1 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

※2 事業の中止若しくは廃止時若しくは地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画の最終年度終了時に、「1. 事業の要件」カ若しくはキを満たしていない場合又は再エネ発電設備の導入量が 1. クで定める量に達していない場合又は 2030 年度までにセを満たしていない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

2. 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

事業実施 主体	地方公共団体（PPA・リース等を含む。以下同じ。） 民間事業者・個人（ともに地方公共団体からの間接交付に限る。以下同じ）
交付率等	1／2 以内（地方公共団体設置。PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。） 5 万円/kW 以内（民間事業者設置。PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。） 7 万円/kW 以内（個人設置。PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。） 上記の事業実施主体によらず、 ソーラーカーポートを導入する場合は、1／3 以内（交付対象事業費は上限 3 億円/件） 建材一体型太陽光発電設備（窓）を導入する場合は、3／5 以内 建材一体型太陽光発電設備（壁）を導入する場合は、1／2 以内
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給

	と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けた
--	--

	ときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の(a)～(b)のいずれかを満たすこと (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を当該再エネ発電設備と同一
--	--

	都道府県内の需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 h ソーラーカーポートを導入する場合、太陽光発電モジュールとその他の部分（架台等）は同一の者が導入すること。なお、ソーラーカーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限る。 i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、次の①又は②に適合すること。 ① 屋外に設置する太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 83 条から第 88 条までを遵守し、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」第 4 条に定めるところにより、風圧力、自重、積雪並びに地震その他の振動及び衝撃に対して、耐え得る構造であること。 ② 屋内に設置する後付け太陽光発電設備については、「建築基準法施行令」第 88 条を遵守し、「JASS14（カーテンウォール工事）」2.5.1_慣性力に対する安全性能及び「JIS C 61730-2：2020」太陽電池モジュールの安全適格性確認に定めるところにより地震その他の振動、衝撃及び電気的安全性に対して、耐え得る構造であること。加えて既存窓ガラスの熱割れ防止のため「JASS17（ガラス工事）」1.2.3.7_熱割れ防止性能を有すること。
--	--

(イ)蓄電池

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	・地方公共団体設置（PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 2 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 2/3 を上限とする。） ・民間事業者設置（PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） ・個人設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） ※：家庭用（20kwh 以下）：14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（20kwh 超）：16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き） ・再エネ一体型屋外照明用蓄電池：1 / 3 以内

交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること（再エネ一体型屋外照明用蓄電池の場合は除く。）。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 e PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（20kwh超）：gを満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（20kwh以下）：h～mの全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 i 性能表示基準
------	---

	初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること) (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (d) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (e) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 j 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 k 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。 1 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、か
--	--

	つ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。 m 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JIS C 4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。 【再エネ一体型屋外照明用蓄電池：n を満たすこと】 n JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。
--	--

（ウ） 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	蓄電容量×1／2×4万円/kWh 以内（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。 c 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

（エ） 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	充放電設備・充電設備： 設置場所が公共施設又は災害拠点（地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設） 1／2 以内 設置場所が公共施設又は災害拠点以外 1／3 以内

	外部給電器：1／3以内
交付要件	a ア（ア）及びア（ウ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。 c 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。

（オ） 水素等関連設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2／3以内
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b CO2 排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 c CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。 d 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

（カ） その他基盤インフラ設備（自営線・エネルギーマネジメントシステム 等）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2／3以内
交付要件	a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。 b 地中化のための設備も交付対象とする。 c エネルギーマネジメントシステムについては、次の（a）又は（b）のいずれかを満たすこと。 (a) 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 (b) システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地

（キ） 太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家へ供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の（a）～（1）をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存す

	ること。 (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。 e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 13/15 とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 g 次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと。 (a) 公有地や農地、ため池、廃棄物最終処分場を活用して再エネ発電
--	---

	設備を設置する事業であって、再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること（(b) の場合を除く。）。 (b) 再エネ発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めている場合（計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可。）に、当該計画の記載内容に適合していること。ただし、建物の屋根上に設置する再エネ発電設備を除く。 h 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、当該再エネ発電設備と同一市区町村内の需要家（都道府県が実施する場合は同一都道府県内の需要家。以下同じ。）に限定し、原則同一市区町村内で消費すること。 ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、同一市区町村内の需要家で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充てること。 ※ 発電量の 30%以内とする。
--	--

(ク) その他再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・中小水力・バイオマス等）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1 時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b FIT の認定又は FIP 制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業

	業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。)。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 e リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 f 風力発電については、発電出力 37,500kW 未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（風力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。交付決定前に周辺住民の了解を得ていること。環境影響調査は NEDO 作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 g 地熱発電については、再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（地熱発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。周辺への排気ガス、排水、騒音、振動の周辺環境への影響に関して、各種規制値を遵守していること。交付決定前に必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。 h 水力発電については、1,000kW 未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。 i バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ。）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用
--	---

	とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。)。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。 j 次の (a) ～ (g) のいずれかを満たすこと。 (a) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。 (b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (c) 水力発電（1,000kW 未満/事業）、小規模地熱発電（1,000kW 未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW 未満/事業）であって、本事業により導入する再エネ発電設備により発電した電気を特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の 5 割以上を当該発電設備が所在する市区町村内へ供給すること。 (d) 水力発電（1,000kW 未満/事業）、小規模地熱発電（1,000kW 未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW 未満/事業）であって、本事業により導入する再エネ発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも 1 割を自家消費すること。 (e) 公有地を活用して再エネ発電設備を設置する事業であって、再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること（(f) の場合を除く。）。 (f) 再エネ発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資
--	--

	する取組を定めている場合（計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可）に、当該計画の記載内容に適合していること。 (g) 水力発電（1,000kW 未満/事業）、小規模地熱発電（1,000kW 未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW 未満/事業）であって、次の地域一体型の地域活用要件の①～③のいずれかを実施すること。 ① 本事業により導入する再エネ発電設備が所在する地方公共団体の名義の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置づけられているもの ② 地方公共団体が自ら本事業を実施又は直接出資するもの ③ 地方公共団体が自ら本事業を実施又は直接出資する小売電気事業者又は登録特定送配電事業者に、当該再エネ発電設備による電気を特定卸供給により供給するもの k 上記 j で (e) ～ (g) を選択した場合、本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、当該再エネ発電設備と同一市区町村内の需要家（都道府県が実施する場合は同一都道府県内の需要家。以下同じ。）に限定し、原則同一市区町村内で消費すること。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※）が生じ、同一市区町村内の需要家で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充てること。 ※ 発電量の 30%以内とする。
--	---

(ケ) 熱利用設備（再生可能エネルギー熱（太陽熱利用・バイオマス熱利用）・未利用熱利用設備（地下水熱、下水熱、河川熱、温泉熱、地中熱、雪氷熱等））

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	a 太陽熱利用については、太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。 b バイオマスの熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量 ÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を 60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応

	するための補助燃料として使用する場合は該当しない。)。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。 c 未利用熱利用については、熱供給能力が温水、冷水ともに 0.10GJ/h 以上（24Mcal/h）とすること。 d 温泉熱利用については、温泉を熱源とする設備であり、次のすべての要件を満たすこと。 (a) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法同条の適用を受けない施設においては、この限りでない。 (b) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。 e 地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。 f 雪氷熱利用については、冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。
--	--

(コ) 蓄電池

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	・地方公共団体設置（PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む）：蓄電池の価格（円/kWh）の 2 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 2/3 を上限とする。） ・民間事業者設置（PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） ・個人設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3 以内（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） ※：家庭用（20kwh 以下）：14.1 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（20kwh 超）：16.0 万円/kWh（工事費込み・税抜き）

交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 d 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 e PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 【業務用蓄電池（20kwh超）：gを満たすこと】 g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 【家庭用蓄電池（20kwh以下）：h～mの全てを満たすこと】 h 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 i 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフタ
------	--

	ーサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (a) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、JIS C 4413 を参照すること) (b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (c) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (d) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」 (e) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 j 蓄電池部安全基準 JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 k 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 1 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。
--	--

	m 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JIS C 4413 で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。
--	--

（サ） 車載型蓄電池（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	蓄電容量×1／2×4万円/kWh 以内（経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする。
交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）で導入する設備の付帯設備であること。 b 原則として再エネ発電設備と接続して充電を行うものであること。 c 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）であること。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

（シ） 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	充放電設備・充電設備： 設置場所が公共施設又は災害拠点（地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設） 1／2 以内 設置場所が公共施設又は災害拠点以外 1／3 以内 外部給電器：1／3 以内
交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）、及びイ（サ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 充放電設備、充電設備について、原則として再エネ発電設備から電力

	供給可能となるよう措置されている場合に限る。
	c 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。

(ス) 水素等関連設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	a イ（キ）又はイ（ク）で導入する設備の付帯設備であること。 b CO2 排出実質ゼロ水素等を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。 c CO2 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。 d 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

(セ) その他基盤インフラ設備（自営線・蓄熱設備・熱導管・エネルギーマネジメントシステム 等）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	a イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）で導入する設備の付帯設備であること。 b 地中化のための設備も交付対象とする。 c エネルギーマネジメントシステムについては、次の（a）又は（b）のいずれかを満たすこと。 （a） 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。 （b） システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も交付対象に含む。

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

(ソ) ZEB

事業実施	地方公共団体
------	--------

主体	民間事業者
交付率等	・新築建築物の『ZEB』化：1／2以内 ・新築建築物の Nearly ZEB 化：1／3以内 ・新築建築物の ZEB Ready 化、ZEB Oriented 化：1／4以内 ・既存建築物の『ZEB』化、Nearly ZEB 化（ZEB ready 化、ZEB Oriented 化）：2／3以内 （上限 5 億円／棟／年、ただし延べ面積 2,000 m²未満は上限 3 億円／棟／年） （延べ面積 2,000 m²未満の ZEB Ready は対象外）
交付要件	a 対象となる建築物は次のいずれかに該当すること。 (a) 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む。以下同じ。）の所有する新築又は既存の建築物等 (b) (a) 以外の者が所有する新築又は既存の業務用建築物等（新築の場合は延べ面積 10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る） b 環境性能に関する要件 (a) 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。 (b) 一次エネルギー消費量について以下のいずれかを満たすものとする（②は地方公共団体等のみ）。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。 ① 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。 ② 延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、建築物用途ごとに、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 30%以上（事務所等、学校等の場合は 40%以上）の削減、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術 23 項目（環境省新築（既存）建築物の ZEB 化支援事業を参考にする

	こと)のうち、1項目以上導入すること。 c エネルギー利用に関する要件 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること(BEMS装置等の導入)。なお、エネルギー計測システムは次(a)～(d)の要件を全て満たすものとする。 (a) 計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。 (b) 1つのシステムで交付対象建築物1棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。 (c) 取得データについては、30分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。 (d) 導入するエネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版)における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。 d 建築物省エネ法第27条に基づく省エネルギー性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。)において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。 e その他の要件 (a) 技術や設計手法、コスト等の情報開示について、本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者へのZEBの普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。 (b) 本交付金により再エネに係る設備を当該建築物に導入する場合には、ア(ア)、イ(キ)、イ(ク)又はイ(ケ)によることとする。 f ZEBのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。
--	--

(タ) 水素等利活用設備

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者
交付率等	2／3以内
交付要件	a CO2排出実質ゼロ水素等を使用して電気又は熱を施設内や地域内に供給する事業であること。 b CO2削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の

	利用割合は問わない。 c 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。
--	--

(チ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、高効率融雪設備、コージェネレーション等

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	【高効率空調機器：a を満たすこと】 a 従来の空調機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。 【高機能換気設備：b を満たすこと】 b 平時に活用するものであり、次の (a) ～ (c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器 (JIS B 8628 に規定されるもの) であること (b) 必要換気量 (1 人当たり毎時 30 m³以上※) を確保すること (c) 熱交換率 40%以上 (JIS B 8639 で規定) であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和 2 年 3 月 30 日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器：c 及び d を満たすこと】 c 調光制御機能を有する LED に限る。(ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない) d 以下の固有エネルギー消費効率 (lm/W) の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 光源色が温白色・電球色：50 以上 【高効率給湯機器：e を満たすこと】 e 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるもの。 【高効率融雪設備：f 又は g のいずれかを満たすこと】 f 従来の機器等に対して 30%以上省 CO2 効果が得られるとともに、地中熱、地下水熱 (散水方式、地下水還元方式を除く。)、温泉熱や下水排熱等を熱源とする融雪のために使用できる設備を導入する事業であるこ

	と。
	g バイオマスのみを熱源とするボイラー熱等により発生した熱を用いた融雪の為に使用できる設備を導入する事業であること。
	【コージェネレーションシステム：hを満たすこと】
	h 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

(ツ) ZEH、ZEH+

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	ZEH+ (Nearly ZEH+) 90万円/戸以内 ZEH (Nearly ZEH、ZEH Oriented) 55万円/戸以内 (交付対象住宅に対して直交集成板 (CLT: Cross Laminated Timber) を導入する場合、90万円/戸を上限に上乗せ (地域区分・建物規模によらず全国一律))
交付要件	【共通】 a 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅 (建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅) の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。 b 交付対象は、事業実施主体 (新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。) が常時居住する住宅であり、専用住宅であること (ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が ZEH 又は ZEH+ を満たすこと)。 c ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 【ZEH：d・eを満たすこと】 d ZEH ロードマップにおける『ZEH』の定義を満たしていること。(※1※2) (a) 住宅の外皮性能は、地域区分毎に定められた強化外皮基準 (UA 値) 以上であること。(建築物省エネ法の地域区分 区分1～2：0.40以下、区分3：0.50以下、区分4～7：0.60以下、区分8：

	なし) (b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されていること。(※3) (c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。(※2) (売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合にはア(ア)、イ(キ)、イ(ク)又はイ(ケ)によることとする。) (d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上削減されていること。(※1※2※3※4) e 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。(※5) 【ZEH+のみ：f～hの全てを満たすこと】 f d、eの<ZEHの交付要件>を満たしていること。(※1※4※6) g 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 30%以上削減されていること。(※3) h 住宅の外皮性能は、断熱性能等級6以上であること。 i 次の(a)～(b)のうち1つ以上を選択し導入すること〔ZEH+の選択要件〕。 (a) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を導入すること。(※7) (b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 ※1 本事業では、寒冷地（地域区分1又は2）、低日射地域（日射区分A1又はA2）又は多雪地域（垂直積雪量100cm以上）の場合に限り、Nearly ZEHも交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要がある。なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とする。 ※2 本事業では、交付対象住宅がZEHの場合、北側斜線制限（2階建以上の住宅に影響が生じる場合）の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅（平屋建ての場合を除く）及び多雪地域（垂直積雪量100cm以上）に建築される住宅
--	---

	に限り、ZEH Oriented も交付対象とする。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から 20%以上削減されている必要がある。 ※3 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。）」に準拠するものとする。また、エネルギー計算は空調（暖房・冷房）、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除く。 ※4 再エネ等を加えて 100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含む。 ※5 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH を、「※2」に該当する場合に限り ZEH Oriented であることも可とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号。以下、「改正建築物省エネ法」という）の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※6 本事業では、「※1」に該当する場合に限り Nearly ZEH であることも可とする。また、改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については改正後の地域区分でのみ申請を可とする。 ※7 電気自動車又はプラグインハイブリッド車の保管場所を申請する住宅の敷地内に設ける必要がある。 【直交集成板（CLT）を導入する場合：j・kを満たすこと】 j 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a） 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b） 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c） 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 k 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 （注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、交付対象とならない。
--	--

(テ) ZEH-M

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	・低層：40 万円／戸（上限） 住宅用途部分が 3 層以下である集合住宅 低層の場合の交付金額の上限は以下のとおりとする。 A 3 億円／年 B 複数年度事業における事業全体：6 億円 ・中層：40 万円／戸（断熱性能等級 6 以上かつ 1 次エネルギー 30% 以上減を達成した場合は 50 万円／戸） 住宅用途部分が 4、5 層以下である集合住宅 中層の場合の交付金額の上限は以下のとおりとする。 A 3 億円／年 B 複数年度事業における事業全体：8 億円 ・高層：1／3 以内 住宅用途部分が 6 層以上 20 層以下である集合住宅 高層の場合の交付金額の上限は以下のとおりとする。 A 3 億円／年 B 複数年度事業における事業全体：8 億円 C 40 万円／戸（断熱性能等級 6 以上かつ 1 次エネルギー 30% 以上減を達成した場合は 50 万円／戸） D 交付対象事業の費用対効果に伴う交付金額の上限は、「二酸化炭素排出事業費補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の計算式によること ※ 以下の設備の補助対象経費については、「二酸化炭素排出事業費補助金（集合住宅の省 CO2 化促進事業）」の補助対象経費の計算方法によること 【専有部】高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備、コージェネレーションシステム、照明設備、エネルギー計測表示装置（HEMS） 【共有部】空調設備、換気設備、照明設備、マンションエネルギー管理システム（MEMS）、蓄電システム ・低層・中層・高層 ZEH-M の交付対象住宅に対する CLT の導入 交付対象住宅に直交集成板（CLT）を導入する場合は、交付金額を以下のとおり加算する。 直交集成板（CLT）の交付額：1 m³あたり 10 万円以内（地域区分・建物

	規模によらず全国一律) 直交集成板 (CLT) の交付額上限：1 棟あたり 1,500 万円
交付要件	【共通】 a 再エネ発電設備を導入する場合、売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。本交付金により再エネに係る設備を当該住宅に導入する場合には、ア（ア）、イ（キ）、イ（ク）又はイ（ケ）によることとする。 b ZEH-M 設計ガイドライン作成及び普及に向けた施策のため、対象建築物となる ZEH-M に資する設計情報を開示することについて承諾していること。 c 対象建築物の住宅用途にかかる部分（全住戸及び住宅用途にかかる共用部）全てのエネルギー使用状況（エネルギー購入量・創エネルギー量・エネルギー消費量等）を計測・記録できること。 d 分譲集合住宅においては、住宅専有部及び住宅用途にかかる共用部について、各々又は共同で、計測データを基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有し、要件となるエネルギー使用状況の情報提供が可能となるようにすること。賃貸集合住宅においては、計測データ等を基にした「エネルギー使用状況報告が可能なデータ管理体制」を有すること。 e 入居者募集広告等において、建築物省エネ法第 27 条に基づく省エネ性能表示（簡易版）及び ZEH-M マークを原則として明示すること。 f 8 地域においては主に夏期の冷房負荷軽減のため、以下の（a）～（c）の要件のいずれか 1 つ以上を採用すること。 (a) 建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸等屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進する設計手法を取り入れること。 (b) 効果的な日射遮蔽庇や外付けルーバーによる日除け、日射反射、通気層の設置等による日射遮蔽効果を促進する設計手法を取り入れること。 (c) 最上階の屋上断熱強化屋根断熱、又は最上階の天井断熱により、屋上面からの貫流熱の軽減を図る設計手法を取り入れること。 ※複数の手法を導入した場合、組合せによっては個々の効果が軽減される可能性もあるので注意すること。 ※採用した技術の概要及び、定性・定量的効果を説明する資料を提出すること。 ※植栽等外構計画（屋上緑化、壁面緑化）による冷房負荷軽減策を

	行う場合も上記要件のいずれかを導入した上で行うこと。 g 事業実施主体は、交付事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。 h ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。 【低層・中層：i～o の全てを満たすこと】 i 事業実施主体は、日本国内で事業を営んでいる個人、個人事業主又は法人等であって、低中層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の低中層集合住宅に導入する事業であること。（※1） j 住宅用途部分が5層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。 k 住宅部分が1層以上3層以下の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が Nearly ZEH-M 以上を達成すること。また、住宅部分が4層・5層の集合住宅は、集合住宅の ZEH の定義における住棟の評価が ZEH-M Ready 以上を達成すること。 l 住棟を構成する複数の住戸のうち、1つ以上の住戸が分譲又は賃貸に供されること。 m 分譲、賃貸を問わず、一般消費者に対して入居者を募集すること。 n 省エネルギー性能表示により、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready（住宅部分が4層・5層の集合住宅のみ）のうちいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする）。 ※2 o 省エネルギー性能表示により、全住戸の住戸評価書を取得すること（ZEH ランクは問わない）。 【高層：p～s の全てを満たすこと】 p 事業実施主体は日本国内で事業を営んでいる個人事業主又は法人等であって、高層 ZEH-M の構成要素に必要なシステム・機器を国内の高層集合住宅に導入する事業であること。（※1） q 住宅用途部分が6層以上20層以下であること。ただし、住宅用途部分の占める面積が半分未満となる階層は階数に算入しない。 r 集合住宅の ZEH の定義における ZEH-M Oriented 以上を達成すること。 s 省エネルギー性能表示により、交付対象建築物について、住棟の評価として『ZEH-M』、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented 等の省エネルギー性能評価の認証を取得すること。（エネルギー計算は建築物エネルギー消費性能基準等による計算とする） ※2 ※1 個人事業主は、原則、青色申告者であり、税務代理権限証書の写
--	---

	し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明（任意書式）、又は税務署の受領印が押印された確定申告書と所得税青色申告決算書の写しを提出できること。 ※2 改正建築物省エネ法の施行に伴い変更された地域区分及び日射地域区分については、改正後の申請区分での申請のみ可とする。 【直交集成板（CLT）を導入する場合：t・uを満たすこと】 t 交付対象となる CLT は、次の（a）～（c）の全ての要件を満たすこと。 （a） 交付対象住宅への導入箇所は、構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版又は屋根版に面的に使用されていること。 （b） 交付対象住宅における CLT 総使用量は、延べ面積で除した単位面積あたりの当該 CLT の使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。 （c） 工法は問わない。但し、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（平成 29 年国土交通省告示第 1540 号）」に準拠すること。 u 国内製品においては、JAS 認定工場で製造された JAS 製品であること。 （注）CLT の導入に際しては、仕上材の一部、又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。
--	---

（ト） ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	定額（A 及び B の合計額とする。ただし、上限額を 140 万円/戸とする。） A ZEH を上回る場合 55 万円/戸以内、ZEH+を上回る場合 100 万円/戸以内 B 自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の $1/2$ 以内 ※ただし、[ZEH+の選択要件]として「外皮性能の更なる強化」を選択した場合は、当該外皮性能基準を上回る部分について交付対象とする。
交付要件	a エ（ツ）の要件を満たし、かつ、自治体独自の断熱性能の基準を満たす住宅支援であること。 b 事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること。

(ナ) 既存住宅断熱改修

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	1 / 3 以内 ・高性能建材（ガラス・窓・断熱材・玄関ドア） 戸建住宅：上限 120 万円/戸（このうち、玄関ドアは上限 5 万円/戸） 集合住宅：上限 15 万円/戸（玄関ドアを改修する場合は上限 20 万円/戸）
交付要件	【共通】 a 併用住宅の場合、店舗・事務所等部分の対象としない。 b 導入する製品については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。 c 居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。 d 導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。 e 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。 f 断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。 【戸建住宅・集合住宅（個別）：g 又は h を満たすこと】 g 事業実施主体が居住・所有する住宅の場合 (a) 事業実施主体自身が常時居住する住宅であること（住民票の写しに示す人物と同一であること）。ただし、改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認すること。 (b) 事業実施主体自身が所有している住宅であること。ただし、今後に所有予定の場合は、当該住宅を所有後、登記事項証明書の写しを確認すること。 (c) 集合住宅（個別）において、区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていることを確認すること。 h 事業実施主体が居住・所有しない（買取再販業者等）の場合

	買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されるものであること。 【集合住宅（全体）：i～mの全てを満たすこと】 i 原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修すること。 ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可とする。 j 対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ること。 k 区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できること。内窓・断熱材を用いて改修する場合は特に注意すること。 l 本交付の活用を前提とする改修の意思決定が議事録等で確認できること。 m 事業実施主体が買取再販業者等の場合、買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った当該集合住宅を集合住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が集合住宅購入者に還元されるものであること。
--	--

(二) 水素等利活用設備

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2 / 3 以内
交付要件	a C02 排出実質ゼロ水素等を使用して電気又は熱を住宅・建築物内に供給する事業であること。 b C02 削減が図れる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。 c 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

(ヌ) 高効率換気空調設備、高効率照明機器、高効率給湯器、コージェネレーション等

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	【高効率空調機器：aを満たすこと】 a 従来の空調機器等に対して 30%以上省 C02 効果が得られるもの。

	【高機能換気設備：bを満たすこと】 b 平時に活用するものであり、次の（a）～（c）の要件を全て満たすこと。 （a） 全熱交換器（JIS B 8628 に規定されるもの）であること （b） 必要換気量（1人当たり毎時 30 m³以上※）を確保すること （c） 熱交換率 40%以上（JIS B 8639 で規定）であること ※建築物の構造上、一人あたり毎時 30 m³を満たすことが難しい場合は、当該建築物に合致する最大の換気量で設計すること。「換気の悪い密閉空間」を改善するための方法や、必要換気量については、「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」令和2年3月30日厚生労働省「商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について」を確認すること。 【高効率照明機器：c 及び d を満たすこと】 c 調光制御機能を有する LED に限る（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない。）。 d 以下の固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値を満たすこと。 光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上 光源色が温白色・電球色：50 以上 【高効率給湯機器：e を満たすこと】 e 従来の給湯機器等に対して 30%以上省 CO₂ 効果が得られるもの。 【コージェネレーションシステム：f を満たすこと】 f 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型動力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。
--	--

オ ゼロカーボン・ドライブ

（ネ） 車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 蓄電容量×1／2×4万円/kWh 以内（「CEV 補助金」の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額と

	する。) ・燃料電池自動車 CEV 補助金の銘柄ごとの補助金交付額を上限とする。
交付要件	【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：a・bを満たすこと】 a 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 b 通信・制御機器、充放電設備又は充電設備と合わせて、外部給電が可能な電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。 【燃料電池自動車：c・dを満たすこと】 c 主に CO2 排出実質ゼロ水素等を使用するものであること（車両の導入前に CO2 排出実質ゼロ水素等の調達方法を確認すること）。 d 外部給電が可能な燃料電池自動車であること（「CEV 補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る。）。 ※当該車両については、「CEV 補助金」との併用は不可。

(ノ) 充放電設備（充放電設備・充電設備・外部給電器）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	充放電設備・充電設備： 設置場所が公共施設又は災害拠点（地方公共団体等との間で締結した「災害協定」に関する施設） 1 / 2 以内 設置場所が公共施設又は災害拠点以外 1 / 3 以内 外部給電器：1 / 3 以内
交付要件	a 原則としてオ（ネ）若しくはオ（ハ）で導入する設備の付帯設備又は経路充電や目的地充電の設備であること。 b 充放電設備、充電設備について、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、

	FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定）の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 c 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。
--	---

(ハ) EV 自動車（カーシェア）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者
交付率等	①電気自動車カーシェア：上限 100 万円/台 ②プラグインハイブリッド自動車カーシェア：上限 60 万円/台 ※ただし、①、②について、車体価格の 1 / 3 の方が低い場合は、その額を上限とする。
交付要件	a オ（ネ）車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車）における、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の交付要件を満たすこと。 b 次の（a）～（e）の要件のいずれかを満たすカーシェア事業であること。 （a）平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時（業務に使用していない営業時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ）に地域住民等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 （b）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、遊休時に社員等に有償又は無償にて貸し渡しするものであること。 （c）平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 （d）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 （e）（a）～（d）以外のカーシェア事業として環境省から事前に承認を得たものであること。 c 本交付金により充放電設備、充電設備又は外部給電器を導入する場合にはオ（ノ）によること。

(ヒ) EV バス

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	a 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ

	発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 b 定員 11 人以上の EV バス、PHEV バスであること。 c バスをベース車両として架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含む。 d 自家用であること。
--	--

(フ) EV 清掃車

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	a 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 b 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること。

(ヘ) グリーンスローモビリティ

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	a 車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来 J クレジット、FIT 非化石証書又は非 FIT 非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことができることとする。 b 走行経路に公道が含まれること。

	c 設備導入時及び導入後における、持続的な運営体制と維持管理等が明確であること。なお、車両設備導入時には当該車両に関する安全走行教育を受けている又はその予定があること。 d グリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で 公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の車両の運行・運用に関し、当該区域での公道の走行、乗降場所等について、所管の警察署・地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）・道路管理者へ情報提供し、意見・助言を受けている又はその見込みがあること。 e グリーンスローモビリティの車両の運行における危機管理体制（事故の際の早急な対応や情報収集等の体制）が整えられていること。 f 「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業のうち、グリーンスローモビリティ導入促進事業）」においてグリーンスローモビリティ車両登録を行っている車両を参考に導入車両を検討すること。 g 原則として、登録車両の諸元から逸脱する改造をしないこと。 h エンクロージャー、レインガード、レインカバー等、雨や風をしのぐことが出来るものは交付対象とする。 i 脱炭素型地域交通モデル構築に必要なシステム・設備（例えば、オンデマンドサービスを行うための呼出・予約システム、運行状況把握・表示システム、乗降場等の整備に係る設備、有償運送事業に係る計器類等）は交付対象とする。
--	---

カ その他

（ホ） その他事業を実現する上で必要と認められる設備

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	1 / 2 以内
交付要件	別途、環境省に相談すること。

（マ） 執行事務費

事業実施 主体	地方公共団体
交付率等	定額 ただし、執行事務費に係る合計額は、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画における交付限度額の 5 % 以内とする。
交付要件	重点対策加速化事業の施行に伴い必要な事務費に限る。

別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、

			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

			PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。

別表第2（交付対象事業費：車両導入事業）

区分	費目	細分	内容
車両費 (充放電設備費を含む)	購入費		電動車等の導入、ゼロカーボンドライブの実施に必要な費用

別表第3（交付対象事業費：効果促進事業）

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		効果促進事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		効果促進事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
直接費	業務費	諸謝金	効果促進事業を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他効果促進事業の実施に必要な謝金
		旅費	効果促進事業に直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び効果促進事業で実施する検討委員会等の外部委員や講演

			会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	効果促進事業に直接必要な会議、シンポジウム、セミナー等の開催に伴う会議費。
		備品費	効果促進事業に直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。
		消耗品費	効果促進事業に直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	効果促進事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
		賃金	効果促進事業に直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	効果促進事業に直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	効果促進事業に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	効果促進事業の主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		委託料	効果促進事業の全部又は一部を他者へ委託するために必要な経費（別表第3に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び間接経費を含む。）

別表第4（交付対象事業費：地方公共団体が交付金の執行に要する事務費）

区分	費目	細分	内容
直接費	業務費	諸謝金	交付金事業の執行を行うために必要な謝金。以下、①～④をいう。 ①交付金事業の執行にあたり実施する検討委員会等の外部委員に対する出席謝金 ②講演会等に招聘した外部専門家への講演

			謝金 ③個人の専門的技術による役務の提供への謝金（技術指導・原稿執筆・査読・校正等） ④その他交付金事業の執行にあたっての実施に必要な謝金
		旅費	交付金事業の執行にあたって直接必要な国内出張に係る交通費、宿泊費、日当等及び交付金事業の執行にあたって実施する検討委員会等の外部委員や講演会等に招聘した外部専門家等に対する旅費。
		会議費	交付金事業の執行にあたって直接必要な会議等の開催に伴う会議費。
		備品費	交付金事業の執行にあたって直接必要な備品（地方公共団体の規定により備品と区分される物品とする）の購入経費。
		消耗品費	交付金事業の執行にあたって直接必要な物品（地方公共団体の規定により消耗品と区分される物品とする）の購入経費。
		借料及び損料	交付金事業の執行にあたって直接必要な機械器具類等のリース・レンタル料や損料、会議等の開催にあたって必要な会場借料など。
		賃金	交付金事業の執行にあたって直接必要な業務補助を行う補助員に対する給与、社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）。
		通信運搬費	交付金事業の執行にあたって直接必要な物品等の運搬費、郵便料、データ通信料等。
		光熱水費	電気・水道・ガス料金等の光熱水費。
		印刷製本費	交付金事業の執行にあたって直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費。
		雑役務費	交付金事業の執行にあたって必要となる諸業務（速記料、通訳料、翻訳料等）に要する経費。
		委託料	交付金事業の執行にあたって執行事務の一部を他者へ委託するために必要な経費（本表に掲げる経費のほか、受託者の人件費及び

			間接経費を含む。)
--	--	--	-----------

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

Q&A 集

(重点対策加速化事業)

2026 年 4 月 13 日 改訂

環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課

問1: 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）とは何か。

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」及び「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等に基づき、民間と共同して、意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するための交付金です。

問2: 交付金の対象となる「重点対策加速化事業」とは何か。

- 「重点対策加速化事業」は、全国津々浦々で取り組むことが望ましい脱炭素の基盤となる重点対策を複合的かつ複数年度にわたって取り組む事業です。屋根置きなど自家消費型の太陽光発電設備の導入や、地域共生・地域裨益型再エネの立地、公共施設等のZEB化、住宅・建築物等の省エネ性能の向上、ゼロカーボン・ドライブ等を実施することが可能です。
- 「重点対策加速化事業」の活用にあたっては、事業計画内で再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他市区町村：0.5MW以上）等の事業の要件を満たす必要があります。

問3: 交付金に申請できる者は誰か。

- 都道府県、市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「地方公共団体」という。）が申請することができます。
- なお、民間事業者等は地方公共団体からの間接交付により交付金の交付を受けることができます。

問4: 独立行政法人、特殊法人及び国立大学法人の施設等の脱炭素化事業に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用できるのか。

- 本交付金は、地方公共団体が、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に貢献するために作成した「重点対策」の取組等に関する計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、国が交付する交付金です。
- 一方、各府省庁は、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）等に基づき、所管する独立行政法人等に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すとともに、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努めることとされています。
- この目的や趣旨を踏まえ、各府省庁が所管する独立行政法人等の施設等の脱炭素化事業のうち、政府実行計画に準じて取り組む部分については、本交付金の対象外としています。
- ただし、独立行政法人等が、政府実行計画で定める削減目標及び措置の水準を超えて野心的に取り組む場合、本交付金による交付対象とします。具体的には次の条件を満たしている場合です。

- ・ 独立行政法人等が、政府実行計画に準じた温室効果ガス削減のための計画を策定していること。
- ・ 独立行政法人等が、政府実行計画に準じた温室効果ガス削減目標を達成した、又は達成することが確実であると認められる段階で、個別の措置について追加的に実施される事業であること。なお、定量的な目標が設定されている個別の措置については、以下の水準を超えているものであること。
 - 設置可能な建築物（敷地を含む。）の 50%以上に太陽光発電設備を設置
 - 新築建築物の平均で ZEB Ready 相当とする
 - 所有する自動車のストックで全て EV、FCV、PHEV、HV とする
- ・ なお、第三者保有モデル（PPA 方式等）で導入する場合、独立行政法人等の施設に再エネを供給せず、独立行政法人等の外部の地域に再エネを供給する場合には本交付金を活用することが可能です。ただし、当該事業の実施は、独立行政法人等の温室効果ガス排出量削減に寄与することとはならないことに留意が必要です。
- 環境省及び各府省庁の補助金については、各府省庁が所管する独立行政法人等の施設等の脱炭素化事業に活用することが可能なものもあることから、各補助金の要綱等をご確認ください。

問5: 交付金と交付金以外の国の補助金等を併用することは可能か。

- 交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して併用することはできません。
- また、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問6: 「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方の事業に、同一の地方公共団体が申請することは可能か。

- 同一の地方公共団体が、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」のそれぞれ申請することは差し支えありませんが、それぞれの事業趣旨に沿って申請ください。
- ただし、同一の交付対象設備に対して、「脱炭素先行地域づくり事業」と「重点対策加速化事業」の両方から交付することはできません。

問7: 交付金の交付期間は。

- 地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画ごとに、交付金の交付を受けて、交付対象事業が実施される年度から概ね 5 年程度とします。

問8: 1 計画あたりの上限額は。

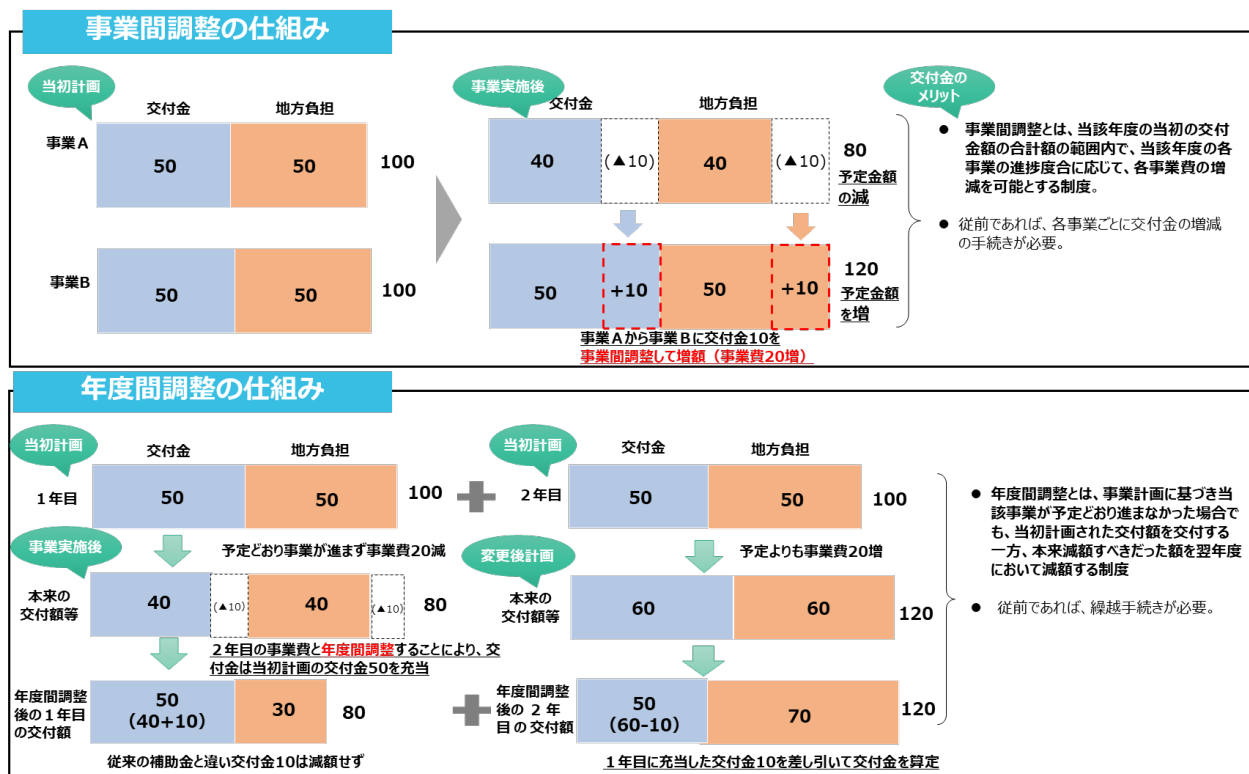
- 「重点対策加速化事業」の 1 計画あたりの交付限度額の上限は、令和 6 年 3 月 1 日付け環地域事発第 2403011 号 改正に伴い、令和 6 年度以降の採択団体について、都道府県は 15 億円、政令市、中核市、施行時特例市は 12 億円、その他市区町村は 10 億円とし

ています。

問9: 事業間調整及び年度間調整とはどのような制度か。

- 事業間調整とは、交付限度額の範囲内で事業計画ごとに掲げられた交付対象事業間で、当年度の交付額を増減（流用）することをいいます。それに伴い、総事業量が増減する場合は、事業間調整に該当しないため、あらかじめ変更内容に関してご相談ください。なお、後年度の計画を調整し、総事業量及び各年度の交付限度額が増減しない場合は、この限りではありません。また、高効率空調機器や高機能換気設備、高効率照明機器などの省エネ設備の補助事業において、複数の設備をまとめて公募をし、個人や事業者等からの申請を受け付けて執行する場合にあっては、当該設備ごとの交付限度額を合計した金額の範囲内であれば事業量を変動させても構いません。
- 年度間調整とは、交付金の交付決定後に交付対象事業の進捗率が減少した場合、一般的には減少した実績により交付金の交付を受けることとなりますが、このような場合でも、交付決定された額どおりに交付を受けることとし（増額調整）、この交付決定額と減少した実績に基づく交付額の差額を翌年度以降の交付金において減額する（減額調整）ことをいいます。ただし、当該年度に交付された交付金の額が当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限りします。なお、年度間調整を実施した翌年度以降、進捗状況によっては、交付金の返還等を求める場合があります。

（参考）事業間調整及び年度間調整のイメージ

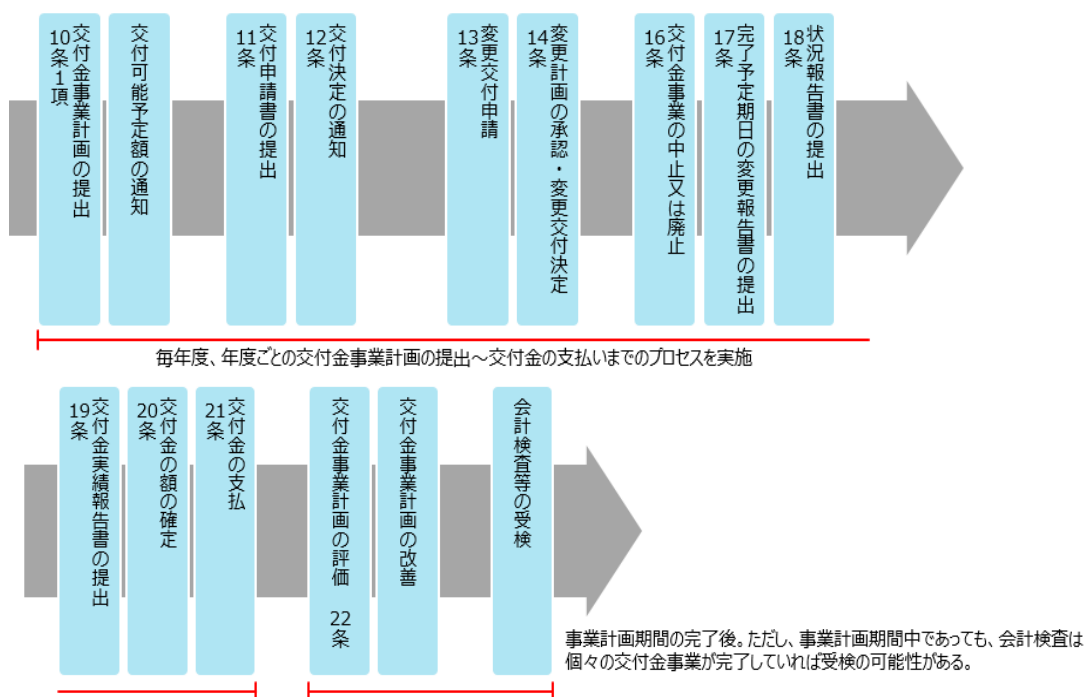


問10: 交付金事業が予定通りに進まなかった場合（執行残が発生した場合）、交付決定額の一部を、一旦、自治体の基金に積み立て、その翌年度以降の交付金事業に充当することは可能か。

- 本交付金は、一旦、自治体の基金に積み立て、その翌年度以降の交付金事業に充当することはできません。

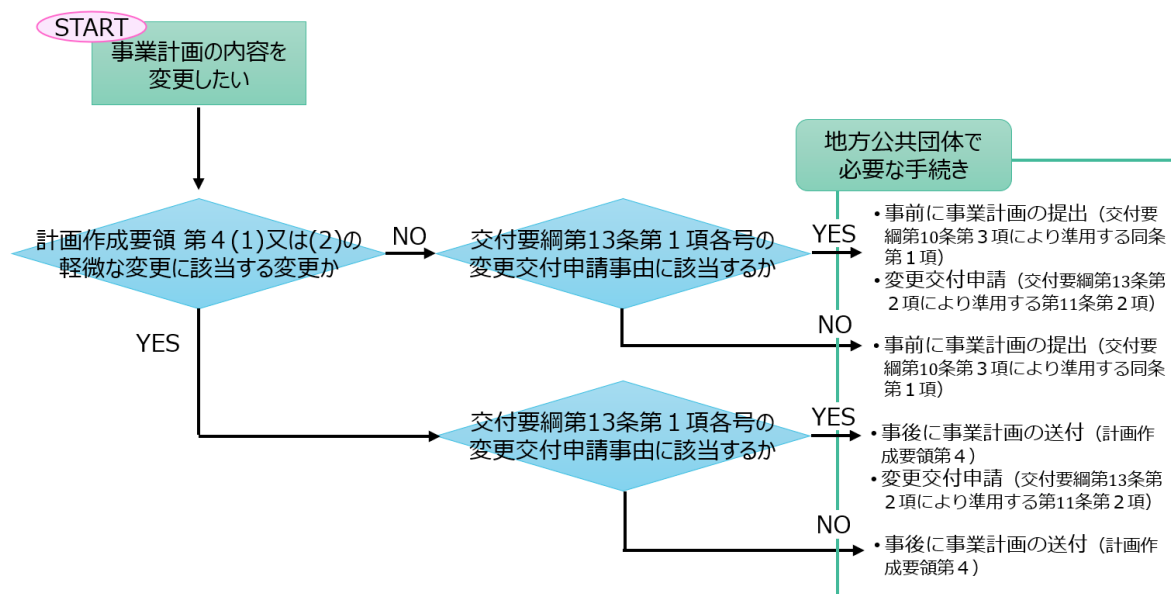
問11: 交付金の手続きはどのような流れとなるか。

- 交付金の手続きのイメージは、下図のとおりです。



問12: 交付金事業計画の内容を変更したい場合、どのような手続きを行う必要があるか。

- 交付金事業計画の変更手続きを行う際、下図を参考にしてください。



問13: 交付金により取得した設備等について、交付金事業終了後はどのような点に留意する必要があるか。

- 地方公共団体は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、管理するための台帳を備え、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効果的運用を図らなければなりません。
- また、取得価格が単価 50 万円以上の取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」といいます）について、処分（交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。））することができません。これらの規定に従わない場合、交付金の返還が必要になることがあります。
※大臣が別に定める期間は環境省 Web サイトの環境省調達関係通知等で確認してください。

問14: 交付金により取得した設備等について、財産処分制限期間内に、譲渡等を行う場合の手続きは何か。

- 本交付金を活用して取得した財産については、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用する必要があります。
- 財産処分制限期間内に譲渡等を行う場合は、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知）」に基づき手続きが必要となります。
- なお、事業計画の策定時点で、交付の目的の範囲内で譲渡等により所有者が変わることが見込まれている場合は、あらかじめ事業計画に盛り込むことも考えられますので個別にご相談ください。

問15: 交付金事業で導入した設備により売電等で収益が発生した場合、交付金の返還が必要か。

- 地方公共団体、非営利法人や個人においては、原則、収益納付は不要です。営利法人（構成員への利益分配を目的とした法人）においては、事業完了後の 5 年間について、原則、以下の計算式で算出した結果、納付の要・不要を判断します。その他の収益が想定される場合は、別途判断することになります。

計算式：収益納付額＝（A－B）×（C／D）－E

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助事業に要した経費の内自己負担額）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

※1 相当の収益が生じた場合とは、収益【A】－控除額【B】>0 となる場合をいう。

※2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額を超えない範囲で行います。

- なお、実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2イ（キ）太陽光発電設備の交付要件hでは、「余剰電力が生じ、同一市区町村内の需要家で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充てること。」としており、毎月の売電量及び売電収入、収入金額の使途を管理するための帳簿を作成する等して、適切に管理する必要があります。
- 例えば、太陽光発電設備で発電された余剰電力を活用し、EV充電に係る事業を実施した際の利用料金のうち、売電に係る部分については収益に該当します。
- なお、本交付金を活用して整備した蓄電池を経由してEVに充電される場合、控除額Bは、太陽光発電設備と蓄電池の補助事業に要した経費の内、自己負担額です。

問16: 内示を受けた交付金事業について、関係者との協議等に時間を要しており、事業の遅延が見込まれている。このような場合に、あらかじめ内示額を下回る交付申請を行い、内示額と交付申請の差額（残額）は翌年度に交付を受けることとしたいが、問題ないか。

- 内示は、交付金事業計画や必要額調査の結果等をもとに、予算の範囲内で行うものです。交付金予算の効率的・効果的な執行の観点から、内示前に事業の実施可能性を精査し、必要に応じて交付金事業計画の変更等を行うことにより、内示額を適切なものとする必要があります。また、内示を受けた後は、速やかに内示額の通り交付申請を行い、事業を開始する必要があります。
- その上で、年度途中に、結果的にやむなく事業が遅延した場合については、事業間調整・年度間調整や繰越制度を活用し、交付金予算を効率的・効果的に執行してください。

問17: 交付金事業が、計画どおり事業完了できなかった場合はどのようにすればよいか。

- 交付決定を受けた年度の事業が計画どおりに完了しなかった場合には、地方環境事務所長あてに交付金事業の完了予定期日変更報告書を提出していただく必要があります。
- なお、交付金事業計画で計画している事業期間が延長される場合には、事業計画の変更手続きが必要となる場合があります。

問18: 事業完了後、事業成果等の公表が必要となるのか。

- 「重点対策加速化事業」については、事業計画の目標の達成状況等について、事後評価を実施し、結果を公表するとともに環境大臣に報告していただくこととしています。
- なお、令和8年3月31日付け 環地域事発第2603313号 改正に伴い、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画 作成要領第5で規定する別添様式4を改正しておりますので、ご留意ください。

問19: 交付金事業計画に定める事業が実施されない場合、交付金の取扱いはどうになるか。

- 事業を中止又は廃止した場合等には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。詳細は「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」別紙2を確認ください。
- また、地方公共団体は、交付金事業計画に定める事業の完了後においても、以下の事業要件を満たすよう努めなければなりません。
 - ・ 重点対策加速化事業を実施する地方公共団体は、交付金の交付の目的に従って、温室効果ガス排出を削減する。
- 地方公共団体は、事業完了後においても上記の事業要件が満たされているかを継続的に点検し、目標が達成されていない場合や上記の事業要件が満たされていない場合は、導入した設備等の運用方法を見直す等の措置を講じる必要があります。
- 必要な措置を講じてもお改善が見られない等の場合は、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合があります。

問20: 技術開発や実証事業は交付対象となるか。

- 交付金の交付対象となる設備は、商用化されており、導入実績があるもの（例えばホームページやカタログ等で販売が確認できるもの）であることとしており、技術開発や実証事業は交付対象ではありません。

問21: 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

- 整備する設備に係る調査・設計（基本設計・詳細設計等）については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみを単独で交付対象とすることはできません。
- また、企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS 調査やポテンシャル調査等））については、交付対象外となります。

問22: 交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのようにすれば要件を満たすのか。

- 本事業によって得られる環境価値については、再エネ発電設備で発電された電力と環境価値を一体として取り扱い、環境価値を需要家に帰属させる旨を契約書等で明記することで交付要件を満たします。また、オフサイト PPA 等、再エネ発電設備で発電された電力を系統を用いて需要家に供給する場合、当該再エネ発電設備指定の非 FIT 証書（供給電力量に相当する非化石証書）を需要家に帰属させることにより、需要家に供給された電力価値とその環境価値が一体として取り扱われたことになり、交付要件を満たします。
- なお、電力価値と環境価値を切り離して環境価値のみを取引する事業（バーチャル PPA（Virtual Power Purchase Agreement）事業）は、電力と環境価値を一体として取り扱

っていないことから、本交付金の交付要件を満たしません。

問23: 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのように担保できるのか。

- 離島供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、本交付金の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとします。
- なお、本交付金を活用して導入した再エネ設備により創出された環境価値については、実質的に需要家に帰属させることが必要です。

問24: FIT 制度や FIP 制度は利用できるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備について、実施要領で FIT の認定や FIP 制度の認定を取得しないこととしているため、余剰電力を含め、FIT 制度や FIP 制度を活用し、売電することはできません。

問25: 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力を自己託送することはできるか。

- 交付金で導入する再エネ発電設備で発電した電力については、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める 接続供給（自己託送）を行うことはできません。

問26: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）の交付要件で、20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置することとされていますが、斜面の場合などについても、柵塀を設置する義務は生じるか。

- 「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）では、柵塀等の設置が困難な場合（屋根置きや屋上置き等）や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合（塀付きの庭に設置する場合、私有地の中に発電設備が設置され、その設置場所が公道から相当程度離れた距離にある場合等）は、柵塀等の設置を省略することができることとされており、本交付金についても、これに準拠しています。

問27: PPA での導入は交付対象となるか。

- PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること及び交付金事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備することが必要です。交付金額相当額がサービス料金から控除されることが確認できる書類としては、総括原価内訳表（計算表）を活用いただくことも可能です。
- この場合、地方公共団体においては、①交付金額相当額がサービス料金から控除される

ものであること、②法定耐用年数期間の満了まで継続的に使用することが確認できること、を満たす必要があります。PPA 事業者に対する交付金の交付額の算定にあたっては、PPA 事業者が設備導入に要した経費を確認して、当該経費に対して交付率を乗じて交付金を交付することとなります。

- PPA 事業者が設備導入に要した経費の確認については、PPA サービス契約に設備導入に要した経費が確認できる条項を入れる、または、PPA サービス契約の締結とは別に、PPA 事業者に対し設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて確認するようにしてください。
- なお、PPA 事業者が設備を保有せず、リース事業者等が保有する場合には、原則リース事業者に対して交付金が交付されることとなりますが、上記と同様に、リース事業者に対して設備導入に要した経費に関する書類の提示を求めて、設備導入に要した経費を確認した上で、交付金を交付することとなります。
- ただし、PPA 事業者がリースバック方式による導入をする場合に限っては、申請時にスキーム図（関係者の相関図を示したもの）を明らかにすることに加え、リース事業者及び PPA 事業者が 2 者で共同申請し、PPA 事業者を代表申請者とする事で PPA 事業者が補助金の間接交付を受けることが可能です。

問28: リースでの導入は交付対象となるか。

- リースでの導入は交付対象となりますが、以下の点を満たす必要があります。
 - ・ リース契約を行う場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。
 - ・ リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
 - ・ リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

問29: CO2 削減効果はどのように算出すればよいか。

- 既存施設での設備導入にあたっては、二酸化炭素削減量（計画値）は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を活用し、設備導入による二酸化炭素の削減効果を算定してください。
- 施設を新築する際の設備導入では、例えば、新築する前の建物と新築する建物を比較したり、標準的な設備の導入を仮定したりする等し、CO2 排出削減効果を算出することが考えられます。この他、明確な根拠を基にした、妥当性が認められる方法で算定することも可能です。

問30: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ウ（チ）やエ（ヌ）高効率空調機器の交付要件には、「従来の空調機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるもの」とあるが、これはどのように確認すればよいか。

- 既存設備の代替として設備導入を行う場合、例えば、機器の性能を基準として、設備導入前の当該既存設備によるCO₂排出量と新規導入設備によるCO₂排出量を比較し、両者の差分により省CO₂効果を確認いただくことが想定されます。
- 新規で設備導入を行う場合、例えば、一般的に導入する設備を定義していただき、その設備によるCO₂排出量と新規導入設備によるCO₂排出量を比較して、両者の差分により省CO₂効果を確認いただくことが想定されます。
- なお、CO₂削減効果については、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等に基づき、算定してください。

問31: 交付金の内示後、交付決定前に交付金事業の着手は可能か。

- 交付金事業については、十分な工期確保のため早期着手が必要な場合等、やむを得ない場合は、内示後の事前着手を可能としています。ただし、交付決定がない状態で交付金事業の実施が継続されることは、事業執行上、好ましくないため、できるだけ速やかに交付申請手続きを行う必要があります。
- なお、内示前に事業着手した事業については、交付金の対象となりません。

問32: 本交付金は、内示前着手が禁止されているが、複数年度事業（例えば、N年度：契約のみ、N+1年度：部分払、N+2年度：完成、精算払）における留意事項は何か。また、その場合、N+1年度以降の事業着手はいつになるのか。

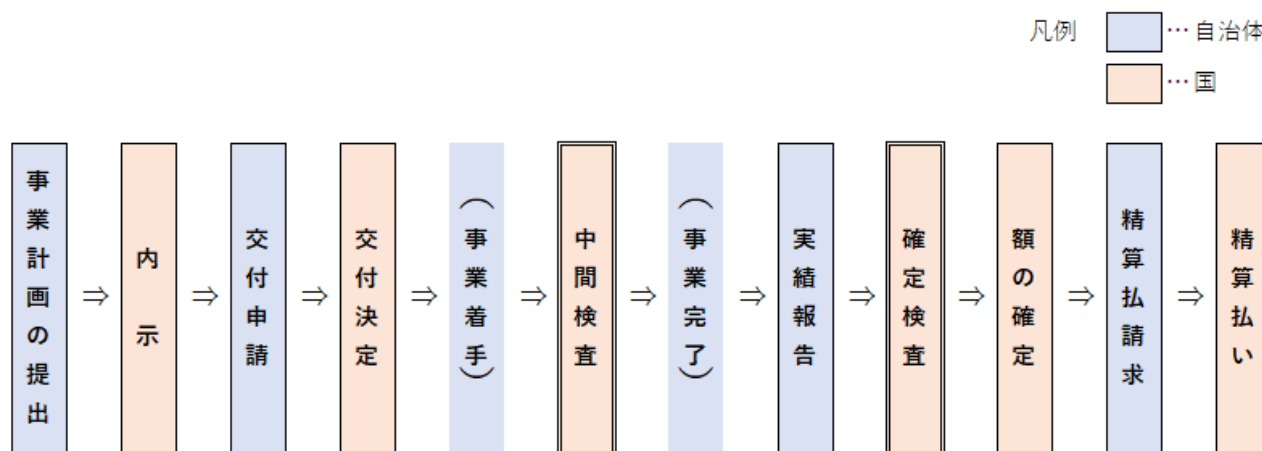
- 複数年度事業であることを交付金事業計画に予め明記頂く必要があります。なお、事業の進捗に応じ当該交付金の出来高（部分払）を受け取る場合は、地方自治法第234条の2第1項に基づく契約の履行検査（検査・検収）を行う必要があります。
- N+1年度以降については、工事着工日が事業着手となります。
- なお、交付対象経費以外の部分に係る工事は、内示額の通知日以前に着手いただいても差し支えありません。

※N+1年度以降の予算は、毎年度、国会の議決を受けて成立するものであり、N年度時点ではその議決を受けていないため、N年度時点でN+1年度以降の交付金額の交付を確約できるものではないことにご注意ください。

問33: 直接補助事業（国から自治体への補助）の事業着手、事業完了はいつになるのか。

○ 直接補助事業の標準的なフロー図は、以下のイメージのとおり。

<イメージ>

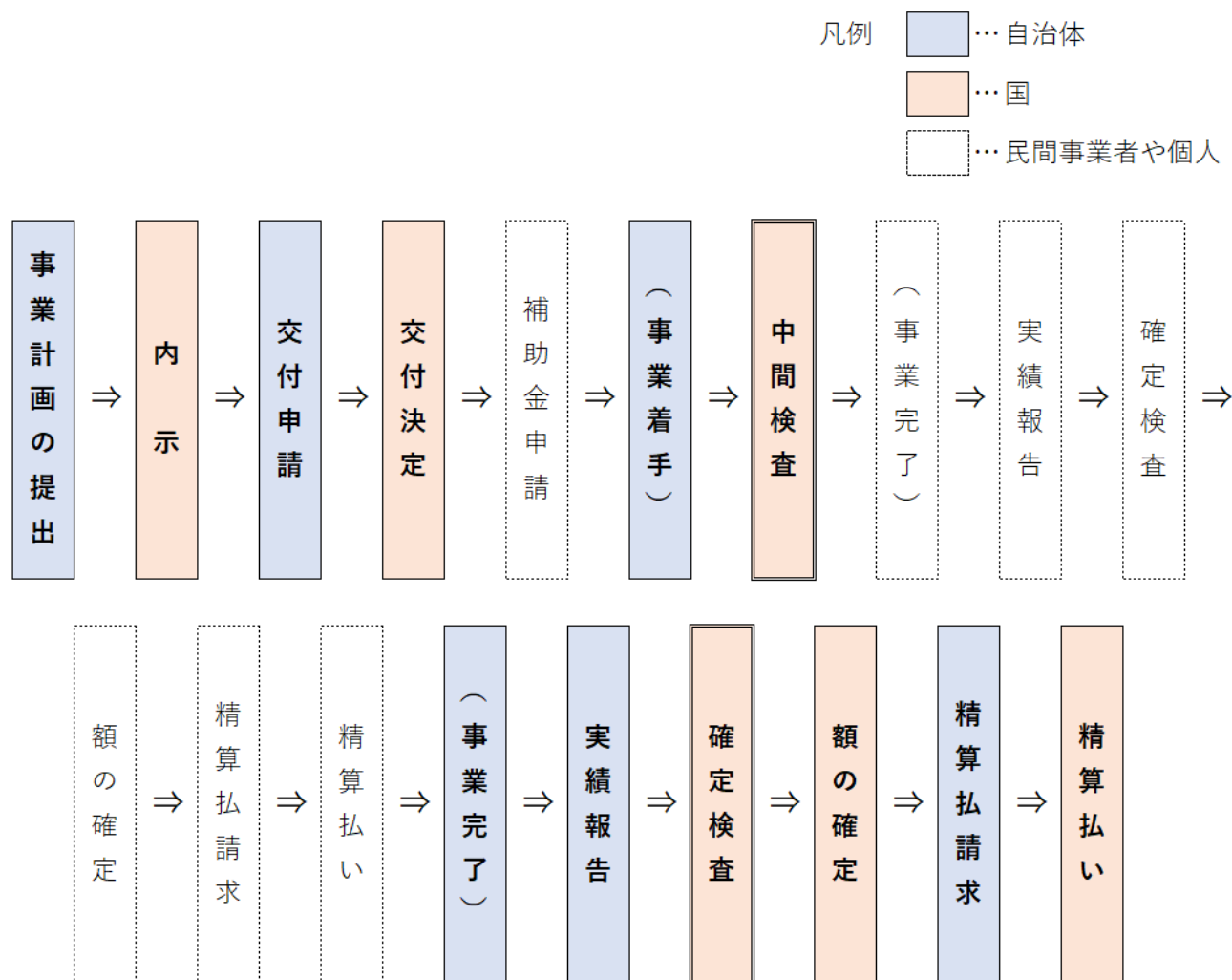


- 一般的に、直接補助事業における事業着手は「相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほう」、事業完了は「工事完了日（工事検査に合格となった日）」とされています。
- なお、契約締結に向けた入札公告や落札者決定等の準備行為は内示前でも認められます。
- また、PPA やリース等の契約方式により民間事業者が公共施設に設備を導入する場合は、自治体から民間事業者への補助として間接補助事業となりますので、ご注意ください。

問34: 間接補助事業（自治体から民間事業者や個人への補助）の事業着手、事業完了はいつになるのか。

- 間接補助事業の標準的なフロー図は、以下のイメージのとおり。

＜イメージ＞



- 一般的に、間接補助事業における自治体の事業着手は「自治体から補助金申請者（民間事業者や個人）への交付決定行為」、事業完了は「工事等が完了した上で、自治体から補助金申請者への支払が完了した日」とされています。
- 間接補助事業の公募等の準備行為は内示前でも認められます。
- なお、補助金申請者は、原則として、自治体からの交付決定後に事業着手（相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早いほう）である必要がありますが、自治体の補助要綱等において、自治体から補助金申請者への交付決定前の事業着手を認める期間を明示している場合は、自治体から補助申請者への交付決定前に事業着手した事業でも差し支えないものとしています。その場合であっても、原則として、環境省から自治体への交付決定日より前に事業着手した事業については、交付対象にはなりません。

問35: 交付額の算定に用いる「太陽電池出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いるのが適切か。

- 交付額の算定に用いる「太陽電池出力」については、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方を、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。

問36: 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用、系統連系工事負担金や柵塀の工事費用は交付対象となるか。

- 一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用は交付対象外ですが、令和6年3月1日付け 環地域事発第 2403011 号 改正に伴い、送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する系統連携工事費負担金（1.35 万円/kW を上限）及び柵塀に係る工事費用は交付対象としています。

問37: 屋上防水工事の補助対象範囲に制限はあるか。

- 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を交付対象経費として計上してください。
- 一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを補助対象としています。

問38: 設備を設置するために、建物の建築や基礎工事が必要となりますが、交付対象経費として計上することができるか。

- 建物は、交付対象外です。また、土地造成費や建物の建設工事に係る基礎工事部分や設備の設置等に伴う建築物の躯体等に関する工事も交付対象外となります。
- なお、令和6年3月1日付け 環地域事発第 2403011 号 改正に伴い、ソーラーカーポートの架台部分について、交付対象としています。

問39: バイオマス（バイオガスを含む。）発電設備やバイオマス熱利用設備の導入において、あわせて必要となる木質チップ化設備、ペレット化設備等の燃料製造設備や燃料貯蔵設備は交付対象とすることができるか。

- エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備導入に伴い、当該設備の適切な稼働のために必要な付帯設備であることが合理的に示される場合、交付金の交付対象となり得ますので、燃料製造設備や燃料貯蔵設備もこれらの付帯設備に該当すれば、交付金の交付対象になり得ます。
- ただし、木質チップ化設備、ペレット化施設等の燃料製造設備や燃料貯蔵設備のみを単独設備として交付金事業計画に計上することはできません。

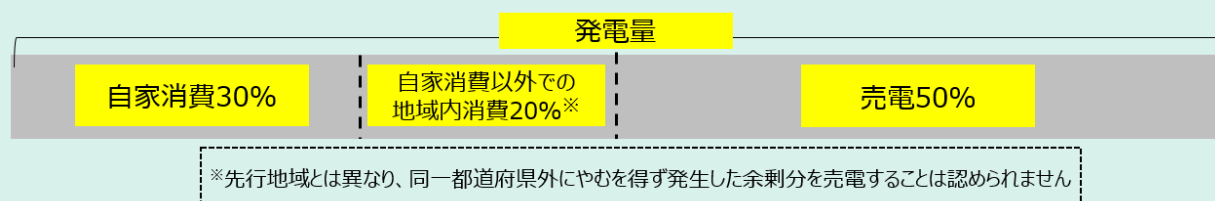
問40: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(a)では発電する電力の一定の割合以上を当該需要家が消費することを要件に定めていますが、これはどのように確認すればよいか。

- 例えば、太陽光発電量の計測機器等を導入し、年に一度、計測器等の数値から自家消費率を適切に算定いただき、疑義があるときには、小売電気事業者との需給契約に係る年間の電気料金請求書等・検針票や、毎月の発電電力量の記録等をご活用いただき、状況確認をしていただくこと等が想定されます。
- 自家消費率の簡易な算定方法の例としては、太陽光発電設備における年間総発電量から年間総売電量を引いて算出される値を、年間総発電量で除すことなどが考えられます。
(自家消費率(%) = ((年間総発電量 - 年間総売電量) ÷ 年間総発電量) × 100)

問41: 実施要領別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（ア）太陽光発電設備の交付要件 g(a)、イ（ク）その他再生可能エネルギー発電設備の交付要件 j(a)において「ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて 50%以上を当該再エネ発電設備と同一都道府県の需要家が消費すること。」とあるが、業務用についても自家消費率 30%以上も満たす必要があるか。

- 再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を自家消費した上で、自家消費分も含めて 50%以上を同一都道府県内で消費することで要件を満たします。なお、脱炭素先行地域づくり事業と異なり、重点対策加速化事業では、同消費における自家消費分を除く当該都道府県内での消費のうち、やむを得ず発生した余剰分を当該都道府県以外に売電することはできません。

(例) 同一都道府県内において、発電量の30%を自家消費し、自家消費分を除く地域内消費が20%となる場合の例



問42: 屋根置き太陽光発電設備について、実施要領別紙 2（重点対策加速化事業）イ（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）の交付要件 g(a)の要件にある公有地に該当するものとして、交付対象となるか。

- 本事業における屋根置き太陽光発電設備の区分は実施要領別紙 2 ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）に属するものとして原則扱うこととしますが、例外的に広大な屋根を持つ倉庫や一括受電していない集合住宅など、屋根置き太陽光発電設備を設置した場合の発電量に対して需要量が非常に小さい場合に限り、別紙 2 イ（キ）として扱うことも可能であるため、あらかじめ環境省まで相談してください。

問43: 蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備等を導入する上での注意点は。

- 再エネ発電設備との接続や再エネメニューからの電力供給等が必要となります。詳細につきましては、実施要領をご確認ください。

問44: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）ア（イ）h～m（i(c)②及び(d)を除く。以下同じ。）、イ（コ）h～mの交付要件について、環境省や資源エネルギー庁で実施している他の補助事業において一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が登録・公表している蓄電システムであることをもって、要件を満たすと判断して差し支えないか。

- 差し支えありません。ただし当該製品が登録されている年度の公募要領の内容をご確認ください。

問45: 系統に接続し、再エネを充放電して地域で活用する蓄電池（いわゆるコミュニティバッテリー）は、「原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの」の要件を満たすか。

- トラッキング技術等により、一定の時間単位での再エネ発電設備で発電された電力量、蓄電池への蓄電量、蓄電池からの放電量及び需要家での需要量を把握し、それぞれに環境価値を紐付けて管理する場合は、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）b及びイ（コ）bに定める「原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するもの」を満たすものとします。

問46: 充放電設備について、「原則として再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る」とあるが、再エネ発電設備と充放電設備が別々の受変電設備に接続する場合は、交付対象となり得るか。

- 再エネ発電設備と充放電設備が別々の受変電設備に接続された場合であっても、自営線や構内線を介して繋がっている場合等は、再エネ発電設備で発電した電力が供給されているとして問題ありません。
- 他方、再エネ発電設備と充放電設備の間に系統を介する場合は、トラッキング技術等によって再エネ発電設備で発電した電力が供給されていることが示される場合を除き、交付対象外となります。

問47: FIT 制度や FIP 制度の認定を取得した太陽光発電設備を所有している住宅・事業所に対して、本交付金を活用して、蓄電池を設置することは可能か。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）蓄電池の場合は、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）太陽光発電設備の増設を伴わない蓄電池の設置は、交付対象外となります。

問48: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）蓄電池の交付要件 a には「ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。」とあるが、納期遅延によって、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）太陽光発電設備と合わせて蓄電池を設置できない場合

に、本交付金を活用して、その翌年度に当該蓄電池を設置することは可能か。

- 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）蓄電池の交付要件 a のとおり、太陽光発電設備の付帯設備であることを交付要件としており、原則として、太陽光発電設備と合わせて、当該年度に蓄電池を導入する必要があります。ただし、納期遅延等、やむを得ない場合については、翌年度に蓄電池を導入することが可能です。
- なお、蓄電池のみを先に導入し、結果的に交付金で太陽光発電設備が導入されなかった場合は、蓄電池導入は交付要件を満たさないものとして扱われ、交付金の返還が必要となりますので、ご注意ください。

問49: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）及びイ（コ）に定める「家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」について、どのような取組により本事項を満たすこととなるのか。

- 複数者からの見積りの取得や販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等により本事項を満たすこととします。その上で、家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下の蓄電システムの導入が困難であった場合は、交付率等の※で定める価格（家庭用：14.1 万円/kWh 等、業務用：16.0 万円/kWh 等）を上限とする交付対象事業費の範囲で交付対象とすることができます。
- また、当該地域における蓄電システムの販売事業者については、DR 家庭用蓄電池事業における申請代行者（販売事業者）検索フォームを必要に応じてご活用ください。なお、当該検索フォームに掲載されていない販売事業者に対して、条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行うこと等によっても本事項を満たすこととします。

問50: 実施要領 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）及びイ（コ）蓄電池において、業務用蓄電池については交付要件 g を満たす必要があり、当該要件は「実施要領（令和 7 年 3 月 10 日施行）の施行日の前日までに脱炭素先行地域に選定されている場合に限り、なお従前の例による。」とあるが、従前の例（4800Ah セル相当以上）では火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電池が業務用蓄電池として交付対象となっていたものの、現行の交付要件（20kWh 超）においては火災予防条例で定める安全基準の対象とならない蓄電池も従前の例のとおり業務用蓄電池として交付対象とみなすことができるか。

- 別紙 2（重点対策加速化事業）2 ア（イ）及びイ（コ）蓄電池において、当該要件は「実施要領（令和 7 年 3 月 10 日施行）の施行日の前日までに交付要綱第 10 条第 2 項（同条第 3 項において準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、以下のとおり、従前の例による取扱いとします。
- 附則の適用を受ける団体が、4,800Ah・セル相当以上のものであって、電力量が 20kWh 未満の蓄電池を導入する場合は、「業務用蓄電池」の交付率を適用します。
- また、上記のような設備の場合、「業務用蓄電池」の交付率を適用し、設備の安全基準等の性能は「家庭用蓄電池」の要件を満たすことで、交付要件を満たすこととします。

問51: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）やイ（コ）の蓄電池について、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が、蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムであった場合、単価を算定するにあたって、気をつける点は何があるか。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア（イ）やイ（コ）蓄電池の交付要件dで定めた蓄電池の単価との比較において、太陽光発電設備等の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。

問52: 再エネ一体型屋外照明用蓄電池について、支柱部分も交付対象事業費として計上することができるか。

- 再エネ一体型屋外照明用蓄電池については、蓄電池部分の他、設備と一体となっている再エネ発電設備、照明機器、支柱部分の全てを蓄電池部分の付帯設備として交付対象となります。なお、付帯設備として導入する再エネ発電設備、照明機器については、本交付金におけるそれぞれの導入設備の交付要件（太陽光発電設備の場合は実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2ア（ア）など）を満たす必要はありません。

問53: 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切か。

- 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

問54: 「CO2 排出実質ゼロ水素等」とは、具体的に何を指すか。

- 再エネ由来による水素や工場等から得られた副生水素等を指します。
具体的な例を以下のとおり示します。
 - ・ 再エネ発電設備から得られた電気を活用し、水分解を行うことによって得られた水素。
※ただし、主に再エネ発電設備から得られた電気を使用しつつ、不足する電力を再エネ電気メニューによる再エネ電気の購入によりまかなうことは差し支えない。
 - ・ 家畜糞尿などから得られたバイオガスを改質して得られた水素。
 - ・ 工場等から得られた副生水素（将来的に再エネ由来等水素への移行の見込みがある場合に限る。）

問55: ZEB や ZEH に際して、太陽光発電設備等の再エネ設備を導入するが、事業計画を作成する上での注意点は。

- ZEB、ZEH、ZEH+及び ZEH-M を事業計画で計上する際は、下表のとおり交付対象設備を切り分けてください。(○：ZEB、ZEH、ZEH+及び ZEH-M における交付対象設備、×：ZEB、ZEH、ZEH+及び ZEH-M 以外の各設備に計上)

<交付対象設備の切り分け>

項目	ZEB	ZEH	ZEH+	ZEH-M	
				共有部	専有部
再エネ設備	×	×	×	×	×
熱利用設備・未利用熱設備	×	×	×	×	×
断熱等（例：断熱材、窓及びガラス）	○	○	○	×	○
空調設備	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	×	○
換気設備	○	○	○	○	○
コージェネ	○	×	×	×	○
照明	×	×	×	○	○
蓄電池	○	×	×	○	×
エネマネ（例：BEMS、HEMS）	○	×	×	○	○

問56: ZEB 事業（2カ年事業）を実施する場合、ZEB 認証の取得時期に制限はあるか。

- 実施要領において、省エネルギー性能評価の認証（ZEB 認証）を取得する時期を定めていないので、初年度に設備導入を行い、2カ年目に取得しても差し支えありません。
- なお、先に設備導入を行い、その後、第三者認証による省エネルギー性能表示に関する審査を受けた結果、BELS の認証が取得できなかった場合は、交付金の返還に繋がる恐れがありますので、ご注意ください。

問57: 実施要領 ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅の交付率等に記載された「ZEH（または ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2」とはどういうことか。

- 住民が自治体から受ける補助のイメージは以下のとおりです。

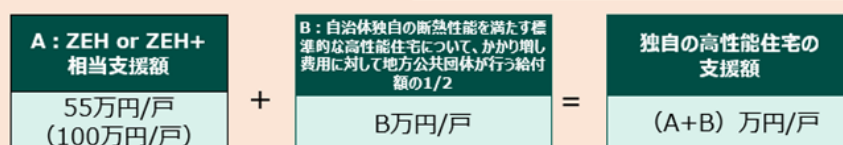
＜独自基準の高性能住宅への交付額の考え方＞

A：ZEH を上回る場合 55 万円/戸、ZEH+を上回る場合 100 万円/戸

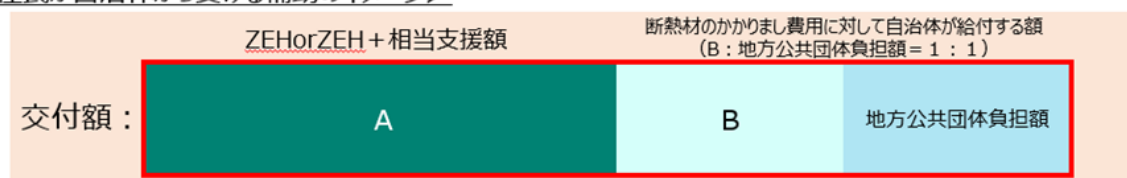
B：自治体独自の断熱性能の基準を満たす標準的な高性能住宅について、ZEH（又は ZEH+）からのかかりまし費用に対して地方公共団体が行う給付額の 1 / 2

国→地方公共団体の交付額：（A+B）万円/戸を定額補助（上限140万円/戸）

かかりまし費用の支援は国:地方公共団体 = 1:1となる



＜住民が自治体から受ける補助のイメージ＞



問58: ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅の交付要件に「事業開始前に当該住宅支援制度について環境省の承認を得ること」と記載があるが、事業開始前とは具体的にいつまでか。

- ZEH（又は ZEH+）を上回る、自治体独自の断熱性能の基準を満たす高性能住宅への支援事業を開始する前までに環境省に承認を得る必要があります。

問59: ZEH 住宅の新築に当たり、事業実施主体（建築主）が単身赴任により当該住宅に居住しない場合、交付金の交付対象となるのか。

- 基本的に「事業実施主体が常時居住」することを交付要件としているため、事業実施主体（建築主）が常時居住しない場合は交付要件を満たさず、交付対象となりません。
- 一方で、事業実施主体が、事業完了時点で単身赴任をしている場合であっても、以下の条件を全て満たすときは、「当該住宅に居住する者」とみなされるため、交付要件を満たしていると解します。
 - ・ 補助対象住宅に申請者と生計を一つにするご家族（配偶者や親族など）が常時居住していること。
 - ・ 申請者の住民票の住所が生活の拠点である補助対象住宅にあること。ただし、生活の拠点が補助対象の住宅になく、申請者の住民票の住宅が交付対象住宅にない場合は、以下の書類を完了実績報告時に提出し、対象となる住居での居住実態が確認できる場合は交付対象となります。
 - 申請者の単身赴任を証明する書類

- 補助対象住宅の所在地が住所となっている、申請者と生計を同一にするご家族の住民票
- ご家族の居住を確認できる公共料金の契約書等

※居住実態が確認できない場合は交付対象とはなりません。

- なお、申請者の単身赴任を証明する書類については、環境省「戸建住宅 ZEH 化等支援事業」よくあるご質問に掲載されている証明書をご参照ください。

問60: 高効率照明機器を導入する上での注意点は。

- 調光制御機能を有し、固有エネルギー消費効率（lm/W）の基準値（光源色が昼光色・昼白色・白色：100 以上、光源色が温白色・電球色：50 以上）を満たしている LED のみが交付対象となります。調光制御機能を有する LED とは、①スケジュール制御（予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能）、②明るさセンサによる制御（明るさセンサからの信号により、自動的に点滅又は予め設定した照度に調光制御する）、③在/不在調光制御（人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する）のいずれかの機能を有する LED のことを指します。
- ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設に対して避難施設等の運営に活用する照明を導入する場合は、調光制御機能を有していない LED でも構いません。
- なお、「地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設」とは、次の公共施設です。
 - ・ 地域防災計画において、災害時に避難施設（指定避難所に限る）・防災施設に位置付けられた公共施設
 - ・ 広域防災拠点に関する計画等において、広域防災拠点避難施設等として位置づけられた公共施設
 - ・ 業務継続計画において、災害発生時に業務を維持するべきとした公共施設
- また、「運営に活用する照明」とは、地域防災計画等又は業務継続計画で定める災害時の役割が確認できるエリア（動線部分やトイレなどを含む）において、災害時の役割に活用する照明をいいます。そのため、災害時の役割が無い照明については、調光制御機能を有していない場合、交付対象となりませんのでご注意ください。

問61: EV バスを導入する際に充放電設備をセットで導入したいが、交付対象となるか。

- EV バスの整備に伴う必要最低限の付帯設備として、充放電設備も交付対象となりますので、EV バスに費用を包含し、交付金事業計画に計上してください。

問62: 既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。

- 設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

- 新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。
- ただし、有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。
- 従って、単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。
- なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。

問63: 地方公共団体が公共施設（敷地を含む。）に自ら導入する自家消費型太陽光発電設備は交付対象か。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）1サのとおり、「地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備」は、PPA やリース等の契約方式により民間事業者が導入する場合に限ります。
- なお、公共施設とは、地方公共団体が不動産登記法、公有財産規則等法令に則り所有権を有している施設、又は所有権を一部有している施設であって公共性の高いもののことを指しています。

問64: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）1サに「太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合」とあるが、この「設置可能な建築物」とは何か。

- 例えば、専門業者等と相談・現地調査を行い精査することのほか、簡易的な判定（「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の付属資料「太陽光発電設置可能性簡易判定ツール」の項目と同じ。）において、判定レベルが全て『○』となったものを「設置可能な建築物」としても構いません（単位は「棟」、「kW」、「m²」等、統一を図ること。）。
- なお、次回以降の募集においては、今後の政府実行計画・地方公共団体実行計画の進捗管理等の状況を踏まえて変更する可能性があります。

問65: 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）1サに「地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内」とあるが、これは何か。

- 交付要綱第5条で、各地方公共団体が交付金事業計画に定める交付金の交付期間である概ね5年程度を指します。例えば、令和5年度から令和9年度までを交付金の交付期間とした場合、令和9年度までに太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する必要があります。
- この期間で導入を達成することができれば、「2030 年度には設置可能な建築物の約5割以上に太陽光発電設備を設置」という政府実行計画を上回るペースで目標達成することとなります。

問66: 「民間事業者・個人が事業実施主体となって実施する事業（PPA やリース等を活用した導入事業を含む。）が少なくとも一つ含まれることを必須」とは何か。

- 交付金事業全体のうち、少なくとも一つ民間事業者・個人が事業実施主体となって実施する事業（PPA やリース等を活用した導入事業を含む。）が含まれている必要があります。これによって、民間事業者等との取組の推進を図り、その成果をしっかりと地域に裨益させていくこととしています。

問67: 現段階で、民間事業者等との連携体制を構築の上で、事業計画に記載しなければならないのか。今後、体制を構築する場合等は、交付要件を満たさないことになるのか。

- 今後、連携体制を構築する場合も差し支えありませんが、その旨を事業計画に明示し、調整方針やその見通し等、記載いただく必要があります。

問68: 既に重点対策加速化事業に採択された地方公共団体については、経過措置は設けられているのか。

- 令和4年度当初予算に係る交付金事業については、経過措置を設けており、従前の実施要領によることとしております。
- また、実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）の1サの規定の適用については、この実施要領の施行日の前日までに交付要綱第10条第2項（同条第3項で準用される場合を除く。）の規定に基づき地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画が受理されている場合に限り、なお従前の例によることとしています。

問69: 既に導入している再エネ発電設備（太陽光、風力、地熱、水力）のリプレイスは交付金の対象になるのか。

- 地域脱炭素推進交付金は、「エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。」を事業要件としています。再エネ発電設備（太陽光、風力、地熱、水力）について、リプレイスに該当する場合には、CO2 削減効果に追加性がある設備導入は交付対象になり得ますが、追加性がないリプレイスについては原則、本交付金の交付対象となりません。また、これに加え各種設備ごとに以下の①～④要件を満たす必要があります。
- 太陽光発電設備のリプレイスは、①リプレイス後に発電容量が増加するなど再エネ導入に追加性があること、②法定耐用年数期間を満了していること、③FIT 認定を受けている場所でないこと（卒FIT でないこと）。④架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。ただし、既存の太陽光発電設備を撤去せずとも計画している容量の太陽光発電設備を導入することが可能な場合、リプレイスに該当しません。
- 太陽光発電設備を除く再エネ発電設備（風力、地熱、水力）のリプレイスは、資源エネルギー庁で示されている「固定価格買取制度におけるリプレイスの認定の考え方（風力、地熱、水力）（平成29年5月18日更新）」に準拠することとします。リプレイスに該当する場合には、予め関係書類を添えて、申し出いただく必要がありますが、疑義が生じ

た場合、環境省より関係書類の提出を求める場合がございます。

問70:交付金で導入した再エネ発電設備のみで再エネ供給プランを組成する場合、実施要領別紙2の2.イ(キ)e 内の「PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 13/15 とすることができる。」を準用できるか。

- この場合、電源開発に交付金が交付されているため、交付金額相当分がサービス料金から控除される必要がある。なお、当該事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 13/15 とすることができる。

問71:太陽光発電設備と蓄電池の導入において、パワーコンディショナーの設置や既存のキュービクル式高圧受電設備の改修も含めて交付対象となるのか。また、既存のキュービクル式高圧受電設備の改修が、太陽光発電設備と蓄電池の両方に起因する場合、どちらに計上すればよいか。

- 本交付金を活用して太陽光発電設備と蓄電池を導入する場合、それぞれの電力変換を行うパワーコンディショナーは、付帯設備として交付対象となります。また、既存のキュービクル式高圧受電設備の改修は必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。
- 既存のキュービクル式高圧受電設備の改修が太陽光パネル発電設備と蓄電池の両方に起因する場合は、適切に按分してください。

問72:実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2 ウ（ソ）ZEB の交付要件 f 及び2 エ（ツ）ZEH、ZEH+の交付要件 c において、「ZEB のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。」「ZEH のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。」とあるが、どのような情報が提供の対象となるのか。

- 年間一次エネルギー消費量の実績データなどが情報提供の対象となります。特に、既存建築物を ZEB 改修又は ZEH 改修した際の省エネ効果等について、情報提供に協力いただく可能性があります。

問73:実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2において定める交付対象事業の交付率等の範囲内で、自治体において上限額を設けることは可能か。

- 実施要領で定める交付率等の範囲内で自治体において上限額を設けることは可能です。実施要領別紙2（重点対策加速化事業）.2 ア（ア）太陽光発電設備において個人設置の交付率等は「7万円/kW 以内」ですが、例えば、自治体において「5万円/kW」や「7万円/kW 以内（ただし上限額 35 万円/件）」と定めることは差し支えありません。

問74:交付要件を満たす設備が既に設置された戸建建売住宅を個人が居住するために購入する場合、当該設備を交付対象とすることができるか。また、交付対象となる場合、補助金申請者の事業着手はいつになるのか。

- 当該住宅が、「新築住宅」（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める「新築住宅」をいう）であって、当該設備が未使用であり、かつ、交付要件を満たす場合に限り交付対象となり得ます。
- この場合の補助金申請者（個人）の事業着手日は当該住宅の購入契約日となります。

問75:必要不可欠な付帯工事は、どのような内容が挙げられるか。

- 例えば、太陽光発電設備の場合だとフェンスや柵等の設置や屋上防水工事等が該当します。
- なお、設備の稼働に必ずしも必要でない工事や必要最小限の範囲を超える工事については、交付対象外になる可能性がありますので、ご注意下さい。

問76:交付金対象設備を先行地域内施設へ導入する際に ESCO 方式が認められていると理解しているが、ギャランティード・セイビングス、シェアード・セイビングスいずれの方式でも交付金の適用が可能か。

- いずれの方式も本交付金の適用が可能です。ただし、令和4年度第2次補正予算以降、公共施設への太陽光発電設備導入については、地方公共団体が導入（所有）する自家消費を目的とした公共施設への太陽光発電設備の導入は本事業の対象外となったため、設備所有が地方公共団体となる自治体が設備を所有するギャランティード・セイビングス方式による導入は本交付金の対象とならず、シェアード・セイビングス方式（PPA やリース等を活用した導入手法に限定）に限られます。
- シェアード・セイビングス方式の場合、交付金額相当分が ESCO サービス料から控除されるように事業を実施してください。
- また、本交付金は設備導入に係る補助となるため、ESCO サービス期間の計測・検証費用については、ESCO 事業者のランニング費用にあたり、設備導入に係る費用にはあたらないため交付対象外となります。

問77:一般的な太陽光発電設備とは異なる追尾式太陽光発電設備やペロブスカイト太陽電池は交付対象となるか。

- 実証製品でなく、商用化され、販売・導入の実績がある、太陽光発電設備であれば、対象になります。
- なお、ペロブスカイト太陽電池については、一部、初期社会実装段階ではありますが、本交付金は対象外ですので、導入する場合には環境省で実施している「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」の活用をご検討ください。

問78:重点対策加速化事業において、公有地に建っている公共施設の屋根に自家消費型の太陽光発電設備を導入することは、実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2.イ(キ)「太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）」の対象となるか。

- 屋根に自家消費型の太陽光発電設備を導入する場合、実施要領別紙2.2.イ(キ)ではなく、ア(ア)「屋根置きなど自家消費型の太陽光発電」となります。

問79:公共施設に太陽光発電設備を導入した場合において、休日や休館日では、発電した電気を消費しきれないことが想定されるが、一部の電力を売ることは可能か。

- 実施要領 別紙2（重点対策加速化事業）2ア(ア)太陽光発電設備の交付要件g(a)を満たした上での余剰電力の売電については、問題ありません。

問80:太陽光発電設備と蓄電池の両方を1台で制御できるパワーコンディショナー（いわゆるハイブリットパワコン）に係る経費について、他の設備と切り分けられない経費がある場合、合理的な説明がつく按分計算をして、切り分けてよいでしょうか。

- お見込みの通りです。なお、交付対象経費については、関与しない部分まで含めないようにご注意ください。

問81:実施要領別紙2（重点対策加速化事業）イ(ク)その他の再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・中小水力・バイオマス等）の要件hに関して、「交付決定前に環境調査を行い」とあるが、環境影響評価法に基づく環境影響調査が必要なのか。

- 事業計画策定ガイドラインを参照し、必要なアセスメント（環境影響調査）を実施していただくことを想定しています。

問82:実施要領別紙2（重点対策加速化事業）2.ウ(ソ)ZEBの交付要件c(d)にて、「未評価技術について、定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること」とあるが、10,000㎡未満の建築物で、交付要件b(b)①を満たし、エネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術の導入を要しない場合については、対象外と考えてよいのか。

- 延べ面積10,000㎡未満の建築物は、未評価技術の導入は必須ではありませんので、交付要件c(d)は対象外となります。
- 一方、10,000㎡未満であっても未評価技術の導入を妨げるものではないため、未評価技術を導入する際にはc(d)を満たす必要があります。

問83:買取再販事業者や新築戸建建売住宅販売法人が住宅購入者に住宅を販売することは財産処分にあたらないと考えてよいのか。

- 「新築戸建建売住宅販売法人」「買取再販業者」など、交付金を活用して整備した住宅を第三者に販売することが、採択された当該団体の計画提案書に記載された事業として当

然に想定されるものであれば、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」前文の「交付の目的に反して」に該当しないため、財産処分手続きが不要となります。

- また、交付金実施要領で定めている、住宅購入者に還元される「交付金額相当額」については、交付された交付金額と同額を指します。購入料金から交付金額相当分が適切に控除されていることがわかる書類（見積もりや納品の明細等の写し）を関係書類として保管して下さい。
- なお、買い取り再販業者等から交付住宅購入者が、財産処分制限期間満了前に当該住宅を販売・譲渡等する際は、財産処分が必要となるためご留意願います。